

第3 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの運用基準

1 品名の区分

(1) 可燃性固体類

可燃性固体類には、 α -クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール及びステアリン酸メチル等が該当する。

(2) 可燃性液体類

可燃性液体類には、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当する。

(3) 綿花類

ア トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。

イ 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。

ウ 羽毛は綿花類に該当する。

エ 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄ヅされた羊毛は、綿花類に該当しない。

オ 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。

（ア）不燃性のものとしては、ガラス等の無機質の繊維がある。

（イ）難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

(4) 木毛及びかんなくず

ア 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。

イ かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際の出る木くずの一種をいう。

製材所などの製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。

(5) ぼろ及び紙くず

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需用者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類等が該当する。

(6) 糸類

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸及びスフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。

また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。

(7) わら類

ア わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。

イ 乾燥藁（い）とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。

ウ こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しない。

(8) 石炭、木炭類

ア 石炭は、無煙炭、瀝青炭、褐炭、重炭、亜炭、泥炭で天然に産するものをいう

イ 石炭を乾留して生産されるコークスや、粉状の石炭及び木炭を混合して成形した燃料である豆炭、練炭が該当する。

ウ 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しないものであること。

(9) 木材加工品及び木くず

ア 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組み立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。

イ 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は、木材加工品に該当しない。

ただし、丸太のままで使用する電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当する。

ウ 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しない。

エ 廃材及びおがくずは、木くずに該当するが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しない。

オ 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

(10) 再生資源燃料

再生資源燃料とは、再生資源燃料を原材料とする燃料をいい、廃棄物固形化燃料（RDF）等に限ること。

(11) 合成樹脂類

ア 合成樹脂類とは、石油などから科学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。

熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後更に加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン及びポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂及びエポキシ樹脂等が該当する。

イ 合成樹脂類のうち、「発砲させたもの」とは、おおむね発砲率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発砲スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。

なお、発砲ビーズは可燃性固体類に該当する。

ウ 合成樹脂類の不燃性又は難燃性の判断

JIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」に基づいて行うものとし、当該試験法に基づいて酸素指数が 26 以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。

(ア) 酸素指数 26 未満の合成樹脂の例

一般的に使用される合成樹脂類	
アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS)	
アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS)	
エポキシ樹脂 (EP) 接着剤以外のもの	
不飽和ポリエステル樹脂 (UP)	
ポリアセタール (POM)	
ポリウレタン (PUR)	
ポリエチレン (PE)	
ポリスチレン (PS)	
ポリビニルアルコール (PVAL) 粉状 (原料等)	
ポリプロピレン (PP)	
ポリメタクリル酸メチル (PMMA, メタクリル樹脂)	

※ 難燃化により酸素指数が 26 以上のものがある。

注 () 書きは略号又は別名を示す。

(イ) 酸素指数 26 以上又は液状の合成樹脂の例

一般的に使用される合成樹脂類	
フェノール樹脂	(PF)
ふっ素樹脂	(PFE)
ポリアミド	(PA)
ポリ塩化ビニリデン	(PVDC, 塩化ビニリデン樹脂)
ポリ塩化ビニル	(PVC, 塩化ビニル樹脂)
ユリア樹脂	(UF)
けい素樹脂	(SI)
ポリカーボネート	(PC)
メラミン樹脂	(MF)
アルキド樹脂	(ALK) 液状

注 () 書きは略号又は別名を示す。

エ 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって合成樹脂が容積又は重量において 50%以上を占めるものが該当する。

オ 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当する。

(ア) 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

(イ) 合成ゴム

a 天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。

b 合成ゴムには、次のようなものがある。

- (a) スチレンブタジエンゴム (SBR)
- (b) ニトリルブタジエンゴム (NBR)
- (c) ネオプレンゴム
- (d) ブチルゴム
- (e) ステレオラバー
- (f) ハイバロン
- (g) アクリルゴム
- (h) シリコンゴム（ケイ素ゴム）
- (i) フッ素ゴム
- (j) ウレタンゴム

(ウ) 再生ゴム

廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで、自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム及び雑再生ゴム等がある。

カ 不燃性又は難燃性ゴムにはケイ素ゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。

キ ゴム製品とは、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、タイヤ

及びゴルフボール等) であってゴムが容積又は重量において 50%以上を占めるものは、該当するものとする。ただし、エボナイト(生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。)は該当しないものとする。

(ア) フォームラバー(ラテックス(水乳濁液)配合液を泡立させ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。)は、ゴム類に該当する。

(イ) フォームラバーには、次のようなものがある。

- a エバーソフト
- b グリーンフォーム
- c ファンシーフォーム
- d ラバーソフト
- e アポロソフト
- f ヤカイフォーム
- g マックスフォーム
- h ハマフォーム

ク ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にある全ての仕掛品をいう。

(12) 品名の異なる指定可燃物が一体となった製品等

ア 品名が異なる指定可燃物が一体となった製品(例: ビーチサンダル、ソファ等及び布と合成樹脂が一体となった製品)は、いずれかの重量又は容積が 50%以上の品名に該当する。

イ 品名に該当する物品と品名に該当しない物品からなる製品は、品名に該当する物品の重量又は容積が 50%以上である場合に、指定可燃物に該当する。

2 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次によること。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第 8 の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合又は工場において製造、加工する場合並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

ア 「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。

イ 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

ア 一定の場所に集積することなく、日常的に使用される事務所のソファ等、椅子、学校の机、ホテルのベット類、図書館の図書类等

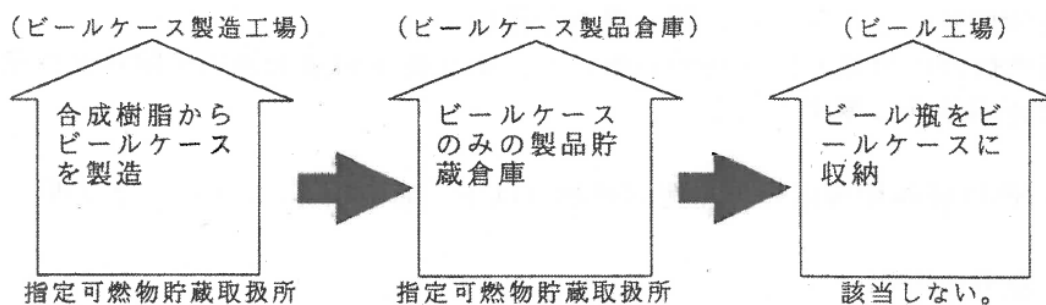
イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの

ウ 百貨店等において陳列、展示しているもの

エ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等

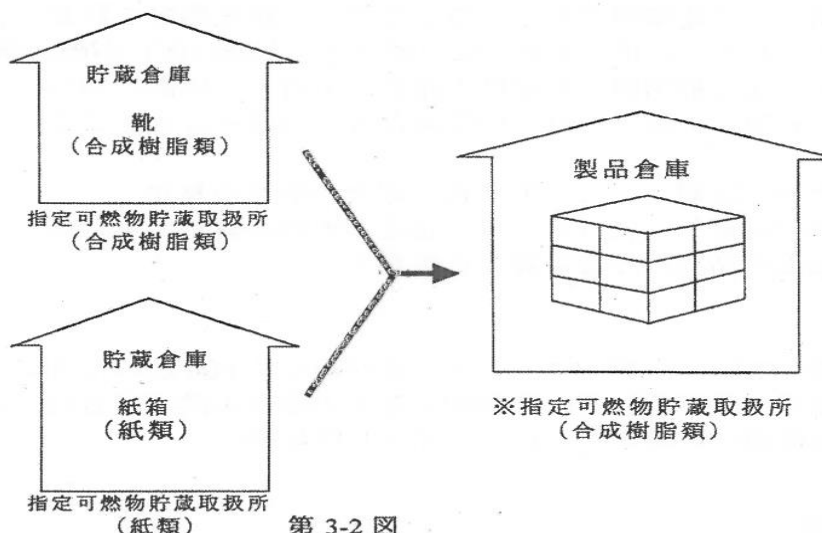
オ ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合

(第 3-1 図から第 3-3 図参照)



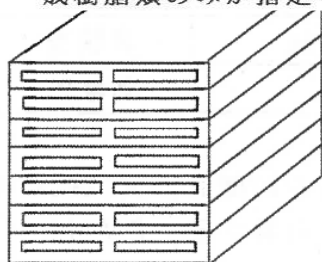
※ ビール瓶をビールケースに収納した状態は、指定可燃物の貯蔵・取扱いに該当しない。

第 3-1 図

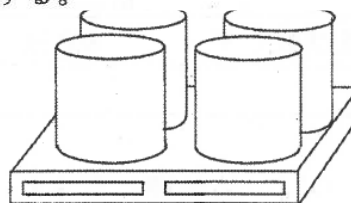


第 3-2 図

※ 合成樹脂類に該当する商品を紙箱に収納して倉庫等に保管する場合は、合成樹脂類のみが指定可燃物に該当する。



パレット等の集積は、指定可燃物に該当する。



道具として使用されているパレット等は、指定可燃物に該当しない。

第 3-3 図

3 指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

(1) 可燃性固体類及び可燃性液体類並びに少量危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の同一場所の扱い

可燃性液体類等の同一場所の扱いは、第 2 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの運用基準に準ずること。

(2) 可燃性液体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の同一場所の扱い

ア 屋外の場合

原則として敷地単位とする。ただし、火災予防上十分な距離が確保された場合はこ

の限りではない。

イ 屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合は、上階の床）が耐火構造であって、かつ、開口部には自動閉鎖の特定防火設備（上階との区画においては煙感知器連動によるものも可）が設けられている場合は、当該室ごととすることができること。

4 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第 8 の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

（例 1）

- ① 綿花類 150 kg、糸類 800 kg、ぼろ及び紙くず 800 kg のように 2 以上の異なる綿花類等の品名の量がそれぞれ条例別表第 8 の数量未満の場合は、合算せず綿花類等の貯蔵又は取扱いに該当しない。（第 3-1 表参照）

第 3-1 表

指定可燃物の品名	貯蔵又は取扱い	別表に定める数量	備 考
綿花類	150 kg	200 kg	非該当
糸類	800 kg	1,000 kg	非該当
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	非該当
			対象外

- ② 条例別表第 8 の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。ただし、合成樹脂類の発砲させたものとその他のものについては除く。

（例 2）

綿糸＋毛紡毛糸＋麻糸＋化学繊維糸→糸類
500 kg 500 kg 500 kg 500 kg 2,000 kg

5 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準

- （1）条例第 33 条第 2 項第 1 号に規定する「防火上有効な塀」は、少量危険物の貯蔵、取扱いの基準第 2. 4 (14) によること。
- （2）条例別表第 8 に定める数量の 20 倍以上の可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合

条例第 33 条第 2 項第 2 号に規定する「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていることをいう。

6 綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準

- （1）条例第 34 条第 1 項第 3 号に規定する「危険物と区分して」とは、火災予防上安全な距離（1m 以上）を確保することをいう。

また、「地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置」とは、囲い、ロープ掛け等の措置をいう。

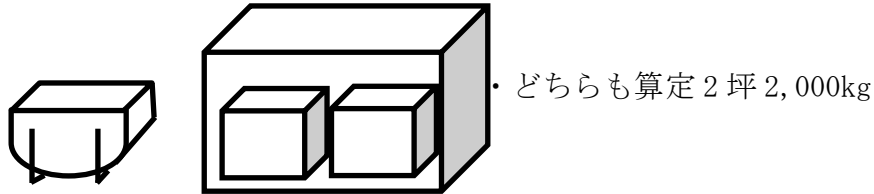
- （2）条例第 34 条第 1 項第 4 号に規定する「その他適当な措置」とは、埋設し、又は燃焼によって他の危害を及ぼさない方法で焼却すること等をいう。

7 古紙等回収ステーションに係る指定可燃物等の貯蔵及び取扱いについて

- （1）品名の区分：新聞、チラシ、雑誌、雑がみ、段ボール、牛乳パック及び古着等は、「ぼろ及び紙くず」に該当する。

(2) 数量の算定:高さに関係なく 1 坪を 1,000kg とする。

(例) コンテナタイプ 小屋タイプ



(3) 同一場所の扱いと数量の算定

ア 屋外の場合、敷地単位とし、合算した数量とする。

イ 屋内の場合、建築物ごととし、合算した数量とする。

(4) 数量と技術上の基準等 ◆は、努力義務

ア 数量が 1,000kg 以上の場合

(ア) みだり（正当な理由もなく）に火気を使用しないこと。

(イ) 係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。

(ウ) 常に整理及び清掃を行うこと。

(エ) くず、かす等は、1 日 1 回以上廃棄すること。

(オ) 標識を設けること。

(カ) 品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(キ) 屋内の場合、使用開始の日の 7 日前までに、防火対象物使用開始届出書により、配置図、平面図等を添えて、消防署長に届け出なければならない。

(ク) 屋内の場合、消火器を設置し、及び維持すること。

(ケ) 隣地境界及び道路境界から 3m 以内の場所で貯蔵又は取扱わないこと。◆

(コ) 炎センサー等の警報装置を設置すること。◆

(サ) 防犯カメラを設置すること。◆

(シ) 防犯ライト等の照明装置を設置すること。◆

(ス) 1 日 1 回以上清掃を行うこと。◆

(セ) 屋外の場合、消火器を設置し、及び維持すること。◆

(ソ) 自動消火装置を設置すること。◆

(タ) 屋内の場合、14 項に該当し、定期査察対象物（第 3 種）とする。

(チ) 屋外の場合、指定可燃物貯蔵取扱い所に該当し、定期査察対象物（第 4 種）とする。

イ 数量が 5,000kg 以上の場合

あらかじめ、指定可燃物貯蔵取扱い届出書により、見取図を添えて、消防署長に届け出なければならない。